⑴　様式第一号記載上の注意３．に掲げる基準に基づき、報告セグメントとして記載する事業セグメントが変更になる場合　その旨及び前中間連結会計期間のセグメント情報を当中間連結会計期間の報告セグメントの区分により作成した情報（当該情報を記載することが実務上困難な場合には、セグメント情報に与える影響）

⑵　組織構造の変更その他の事由により、報告セグメントの区分方法を変更した場合　その旨及び前中間連結会計期間のセグメント情報を当中間連結会計期間の区分方法により作成した情報（当該情報を作成することが困難な場合には、当中間連結会計期間のセグメント情報を前中間連結会計期間の区分方法により作成した情報）

５．「２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法」には、次の⑴から⑺までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を記載すること。

⑴　報告セグメント間の取引がある場合　当該取引における取引価格及び振替価格の決定方法その他の当該取引の会計処理の基礎となる事項

⑵　報告セグメントの利益又は損失の合計額と中間連結損益計算書の利益計上額又は損失計上額（中間連結損益計算書の営業利益若しくは営業損失、経常利益若しくは経常損失、税金等調整前中間純利益若しくは税金等調整前中間純損失、中間純利益若しくは中間純損失又は親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失のうち、適当と判断される科目の金額をいう。７．⑵において同じ。）との間に差異があり、「４．報告セグメント合計額と第二種中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合　差異の内容に関する事項

⑶　報告セグメントの資産の合計額と中間連結貸借対照表の資産計上額との間に差異があり、「４．報告セグメント合計額と第二種中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合　差異の内容に関する事項

⑷　報告セグメントの負債の合計額と中間連結貸借対照表の負債計上額との間に差異があり、「４．報告セグメント合計額と第二種中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合　差異の内容に関する事項

⑸　事業セグメントの利益又は損失の算定方法を前中間連結会計期間に採用した方法から変更した場合　その旨、変更の理由及び当該変更がセグメント情報に与える影響

⑹　事業セグメントに対する特定の資産又は負債の配分基準と関連する収益又は費用の配分基準が異なる場合　その内容

⑺　その他参考となるべき事項がある場合　その内容

６．「３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」には、最高経営意思決定機関が各セグメント（企業を構成する単位をいう。）に配分すべき資源に関する意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、最高経営意思決定機関に提供される金額に基づき、次に掲げる金額を記載すること。

⑴　報告セグメントごとの利益又は損失及び資産の金額

⑵　報告セグメントごとの負債の金額（負債に関する情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）